

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 17 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24616002

研究課題名(和文) 社会的ケアとしての合理的配慮：市民社会の配慮実践を支える理論とプログラム開発

研究課題名(英文) Reasonable Accommodation as Social Care: Theoretical Exploration and practical approach

研究代表者

星加 良司 (Hoshika, Ryoji)

東京大学・教育学研究科(研究院)・講師

研究者番号：40418645

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、日本の実定法の体系に初めて明文化された「合理的配慮」の概念について、(a)その導入に当たっての理論的・実践的課題を明らかにするとともに、(b)企業等において合理的配慮が有効かつ円滑に運用されるための研修プログラムの内容開発を行った。この成果は、(a)について書籍『合理的配慮』(有斐閣)、(b)について研修教材『障害者と共に働く職場づくり(基礎知識編)』及び『同(ケーススタディ編)』(株式会社富士通ラーニングメディア編)として公表される。

研究成果の概要(英文)：The aim of this research is to (a) exploring theoretical and practical problems on the conception and application of "reasonable accommodation" in Japanese legal and social system, and (b) studying effective contents to learn "reasonable accommodation" in the workplace and school. These findings will be published as a scholarly book and learning materials.

研究分野：社会学

キーワード：障害に基づく差別 合理的配慮 不可視の障害 規範理論 研修プログラム

1. 研究開始当初の背景

「ケア」の社会的課題化という現象は、健康で、活動的で、生産的な身体を持つ自立的な市民を前提として組み立てられてきた社会規範や倫理、またそれらを基盤として構築された種々の社会制度の揺らぎを示すものである。したがって今我々の前にある課題は、健康でなく、活動的でなく、生産的でない身体を持つ人々の生を支えるとはどのようなことか、またそれはいかにして可能になるのかを問うことである。

こうした文脈の中で、現在注目を集めているのが「合理的配慮」という概念である。もともと合理的配慮とは、異なる宗教を信じる人々の間の共生の技法として、少数派に「特例」を認める理念として提起されたものだが、2006年に国連で採択された「障害者の権利条約」では、障害者の権利を実質的に保障するための概念として導入された。その意味内容を端的に示せば、過重な負担を伴わない範囲で、障害者に対する必要かつ適切な配慮提供を法的に義務付けるものである。日本も、条約締結に向けた国内法整備として、合理的配慮の提供を義務付ける法律を制定した（「障害者差別解消法」「改正障害者雇用促進法」）。

ただし、合理的配慮を実効的に導入するに当たっては幾つかの理論的・実践的な課題がある。たとえば、既に差別禁止法が制定され合理的配慮の運用実績を持つ欧米等では、難病や発達障害等分かりやすい機能制約を持たない人々に対して法的保護の適格性が認められないケースや、精神障害等配慮提供を受けることがむしろスティグマを可視化させてしまうような障害カテゴリーの場合に配慮へのアクセスが阻害される傾向があることなどが知られている。また、配慮内容の「合理的 (reasonable)」な範囲をめぐって、提供者側の恣意的な意向が優先される社会的および司法手続的な構造についても指摘されている。

さらに、この概念を日本において十全に機能させるに当たっては、職務の範囲と配慮（によ

る正当な代替）との区別がそもそも曖昧にされている日本の労働市場と雇用慣行や、交渉や司法手続を通じた問題の処理に制度的にも心理的にも不慣れであるという文化的・社会的背景を踏まえる必要がある。こうした文脈を無視して合理的配慮概念を機械的に導入した場合には、障害者の社会参加の促進につながらないばかりか、障害者への過剰介入やスティグマ付与を通じてハラスメントに近い逆機能を生じる危険性すらある。

このような諸課題が存在する中で、

(a)合理的配慮の法的な実装化が迫っている状況を踏まえ、それが市民社会の包摂力を高めるように機能するための理論的条件を明らかにすること

(b)その効果を検証するとともに、実際の社会変革のツールとして機能させる具体的方法を開発すること

が喫緊の課題であった。

2. 研究の目的

ライフスタイルの多様化や少子高齢化の進展に伴い、標準的な身体から外れた人々の生を支える「ケア」への社会的関心が高まっている中、本研究では、主に障害領域で注目を集めている「合理的配慮」概念に焦点を当て、理論的及び実践的な研究を遂行することを目的とする。具体的な研究課題は、

A.合理的配慮の幅広い適用を阻害している要因の分析とその解消の方法に関する研究

B.合理性概念の内実の解明とそれに基づいてなされる配慮の規範的性格付けに関する研究

C.合理的配慮の実施局面における課題の分析とその解決策としての研修プログラムの開発

を内容とする。これにより、公共的な市民性の育成を通じて、社会的マイノリティが包摂的な環境の中で生を営むための「社会的ケア」の進展に貢献することが、本研究の狙いである。

3. 研究の方法

本研究は、A.合理的配慮の幅広い適用を阻害している要因の分析とその解消の方法に関する研究、B.合理性概念の内実の解明とそれに基づいてなされる配慮の規範的性格付けに関する研究、C.合理的配慮の実施局面における課題の分析とその解決策としての研修プログラムの開発、というサブテーマによって構成されているが、課題A・Bについては主に文献調査を通じた理論研究、課題Cについては企業との協同によるアクションリサーチの手法を用いて研究を遂行した。

また、法学、社会学等諸分野の関連研究者と適宜ディスカッションを行うことを通じて、課題を明確化するとともに、公開シンポジウムを通じて得られた知見のブラッシュアップを行った。さらに、研究代表者が関わって進めている研究ユニットや、既に別のプロジェクトで財源を確保している研究プログラム等、既存の研究リソースから得られる成果やネットワークを活用して研究を推進した。

4. 研究成果

2012年度においては、既に合理的配慮の法制化がなされている国々（アメリカ等）における障害概念と法的保護の範囲について分析し、とりわけ明確な（あるいは重度の）機能制約を伴わない障害、可視性が低くパッシングが可能と思われる障害等において、スティグマ付与を予期して配慮提供の要求を逡巡するといった状況を打開する必要があることが確認された。また、法の運用実績のある国々の判例や行政規則の運用実績等の分析により、合理性概念を構成する「必要性」「非過重性」等の要素を分節化した上で、どのような平等概念に依拠した場合に、そ

れらの要素の組み合わせと重み付けがどのように変わりうるのかについて、規範理論的な観点から検討を進めた。さらに、上記の理論的な整理・分析を踏まえ、企業・学校等の協力を得て、合理的配慮義務の実装に資する教育・研修プログラムの内容開発とプログラムの試行的実施を行った。

2013年度においては、合理的配慮の十分な実施を抑制する可能性のある諸要因に着目し、それらを解消・緩和するための方略について理論的・実践的観点から探究を進めた。とりわけ、合理的配慮による機能代替と能力評価の公正性との関係、配慮提供に伴うコストと経済合理性との関係について理論的知見を提示するとともに、それらを踏まえて、企業等の現場で有効かつ円滑な配慮実施を可能にするための条件の特定と、その促進のための研修方法の研究を行った。

最終年度である2014年度においては、合理的配慮概念を実装した「障害者差別解消法」に関する政府の基本方針、及び、「改正障害者雇用促進法」に関する厚生労働省の対応指針の内容に照らして、これまでの研究から得られた知見を精査するとともに、法の運用場面で生起する具体的課題についてさらなる探究を行った。

こうした研究を踏まえて、書籍『合理的配慮』（有斐閣）及び、研修教材『障害者と共に働く職場づくり 合理的配慮への対応（基礎知識編）』『同（ケーススタディ編）』（株式会社富士通ラーニングメディア編・東京大学大学院教育学研究科附属バリアフリー教育開発研究センター監修）の公表を準備し、本課題の研究全体のとりまとめを行った。書籍は、合理的配慮に関する概念的整理及び実践的課題を体系的に示した先駆的な出版物であり、また研修教材は、雇用関係における合理的配慮の提供プロセスに関する具体的かつ実践的なガイドとなる国内初のプログラムであり、いずれも2016年4月の合理的配慮の実装化をひかえた日本社会の要請に応えるタイムリーな研究成果である。

5. 主な発表論文等

〔学会発表〕(計4件)

星加良司、「近代的概念としての「障害」概念」、東京大学共生のための国際哲学研究センター上廣共生哲学寄付研究部門オープニングシンポジウム、東京大学、2012.6.16.
(招待講演)

星加良司、「差別禁止アプローチの実効性と教育の役割」、障害者法研究会主催公開シンポジウム、東京大学、2012.10.8.

星加良司、「社会学からみた障害の概念」日本保健医療社会学会第39回大会、東洋大学、2013.5.18. (招待講演)

星加良司・戸田博人、「法改正に対応した企業としての合理的配慮とは？ 障害者と共に働く職場づくりを目指した研修プログラム(eラーニング)」eラーニングアワード2014フォーラム、御茶ノ水ソラシティカンファレンスセンター、2014.11.14.

〔図書〕 (計2件)

川島聡・飯野由里子・西倉実季・星加良司、有斐閣、合理的配慮、2015年(近刊)

東京大学教育学部カリキュラム・イノベーション研究会、東京大学出版会、カリキュラム・イノベーション 新しい学びの創造へ向けて(仮)、2015年(近刊)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

星加良司 (Hoshika Ryoji)
東京大学・教育学研究科・講師
研究者番号：40418645